

住宅の応急修理フロー

対象：一部損壊（10%以上の損害）以上の住家

1. 窓口への相談

応急修理特設窓口（武雄市役所 1階ホール）

2. 提出書類（申込者が提出）

- ①応急修理申込書 ②資力に係る申出書 ③り災証明書（写） ④チェックシート
一部損壊の場合【⑤家の全景写真 ⑥部屋の被害状況を確認できる写真】

3. 施工業者に手続きを依頼する。
4. 施工業者は次の書類を準備し、武雄市へ提出。

提出書類（施工業者が提出）

- ⑤見積書（指定様式）
⑥工事前の写真
⑦誓約書※

5. 提出された書類を市が審査

7. 修理依頼書を送付

施工業者

8. 応急修理施工

9. 書類の提出

提出書類（施工業者が提出）

- ⑦工事完了報告書
⑧修理見積書（写し）
⑨工事写真（施工前、施工中、施工後）
⑩請求書

10. 書類審査

11. 市が施工業者に支払う

対象経費分を市が施工業者に支払う。

6. 決定通知書を送付

申請者

1住戸あたりの限度額

半壊以上：595,000円※
一部損壊：300,000円

12. 申請者が施工業者に支払う

対象外経費分や限度額を超えた費用を
申請者が直接施工業者に支払う。

※武雄市入札参加資格名簿に登録が無い場合、誓約書の提出が必要です。

※9月末までに修理が完了する場合は、限度額584,000円。